

令和4年(2022年)2月2日

都市経営会議資料

都市整備部 都市計画課

宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案)に係る
パブリック・コメントの実施結果について

宝塚市都市計画マスタープランの改定及び宝塚市立地適正化計画の策定に当たり、令和3年(2021年)11月2日の都市経営会議を経て、パブリック・コメント手続きに基づく意見募集を実施しましたので、下記のとおりその結果を報告します。

つきましては、市民等から寄せられた意見を踏まえ、必要な修正等を行いましたので、併せてお知らせいたします。

記

1 意見募集の実施結果について

(1) 募集期間

令和3年(2021年)12月1日(水)から令和4年(2022年)1月4日(火)まで

(2) 意見提出者数

5人

(3) 提出意見数

30件

(4) 実施経過

11月2日 都市経営会議へ付議

11月24日 産業建設常任委員会(所管事務調査)にて計画案の説明

12月1日 意見募集開始

1月4日 意見募集終了

(5) 添付資料

①意見と市の考え方の公表について

②パブリック・コメント手続きに基づく意見募集の結果一覧表

2 計画案の修正について

別添の「宝塚市都市計画マスタープラン(案)【概要版】」及び「宝塚市立地適正化計画(案)【概要版】」のとおり

宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案) についての意見と市の考え方の公表について

宝塚市では、宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案)策定の趣旨や内容等について、広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行いました。

その結果、市民等の皆様から次のとおり意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する市の考え方を公表します。

この度は、貴重な意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間 ※意見募集は終了しました。

令和3年(2021年)12月1日(水)から令和4年(2022年)1月4日(火)まで

2 意見の募集内容(概要)

宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案)には、以下の事項を定めています。

(1) 宝塚市都市計画マスタープラン(案)

第6次宝塚市総合計画に定める基本構想を実現していくため、都市づくりの目標を掲げ、都市づくり全般の観点から部門別の方針を定めています。

(2) 宝塚市立地適正化計画(案)

本市では、宝塚市都市計画マスタープランで掲げる都市づくりの目標を実現していくため、持続可能な都市づくりの観点から「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく居住誘導や都市機能誘導に関する方針などを定めています。

3 パブリック・コメントの実施結果

(1) 意見提出者数 5人

(内訳) ファクシミリ	1人
電子メール	3人
電子(インターネット)	1人

(2) 提出意見数 30件

(3) 意見の内容と市の考え方及び見直しの結果

(内訳) 計画案に反映した意見	2件
計画案に反映しなかった意見	28件

詳細は、別紙「宝塚市都市計画マスタープラン（案）及び宝塚市立地適正化計画（案）」に対するパブリック・コメント手続に基づく意見募集の結果一覧表のとおりです。

（４）パブリック・コメント手続以外での修正内容

詳細は、別紙「宝塚市都市計画マスタープラン（案）及び宝塚市立地適正化計画（案）」に対するパブリック・コメント手続以外での修正内容一覧表のとおりです。

4 実施結果の公表方法について

①市ホームページ（<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>）

トップページから「宝塚市都市計画マスタープラン見直し等について」で検索するか、または「検索用 ID：1031119」を入力してアクセスできます。右の二次元コードからもアクセス可能です。



②市の窓口

都市計画課（市役所 2 階）、市民相談課（市役所 1 階）、各サービスセンター・サービスステーション、各人権文化センター、各公民館・図書館で公表しています。

5 公表期間

令和 4 年（2022 年）3 月 1 日（火）から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日（木）まで

6 お問い合わせ先

〒665-8665 （住所記載不要）

「宝塚市役所 都市整備部 都市整備室 都市計画課」

電話番号 0797-77-2088（直通）

ファクシミリ 0797-74-8997

電子メールアドレス m-takarazuka0073@city.takarazuka.lg.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町 1 番 1 号（都市計画課は市役所 2 階です。）

(別紙)「宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案)」に対するパブリック・コメント手続きに基づく意見募集の結果一覧表

・意見の募集期間 令和3年(20 11年)12月1日(水)～令和4年(2012年)1月4日(火)
 ・提出意見件数 30件

貴重なご意見ありがとうございました。意見の採否及び理由等は以下のとおりです。

No.	項目	ページ	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
1	宝塚市都市計画マスタープラン(案)の全般に関すること		<p>マスタープランについて、地域の特性が最適な立地条件を保有しているのに活用を怠る方向へ進んでいることが、残念です。中国や富士山麓で私企業がチャレンジを始めている昨今、政府及び県とのつながりが希薄になっている証だと思います。</p> <p>数年後にはリニア新幹線が奈良経由で名古屋及び新大阪に繋がり、伊丹空港が閉鎖される頃には、今迄、逆風時のみ飛行ルートがかなり市街地の上空を空路としてますが、このころには、エアプレーンのタクシーや自家用航空車両が空を自由に飛行できる社会となっています。これらの試験的新都市づくりの試験立地として、三都市(京都・奈良・神戸)の中心地であり、航空路にも山間地で遮られているJRの駅は武田尾駅が半分トンネルであり、地上の駅前広場が狭くこのトンネルの北西部にある隙間(トンネルとの)の北側には、第二名神高速道路の宝塚SA・SICの施設へ繋がられる立地である。正司市長時代に検討された新都市計画を再度見直し、国と未来社会の無電柱・空路制限を配慮したエアースペース等の検討を試験的に実践出来る試験都市を提案していかないと、これからの都市づくりが叶いません。</p> <p>他の都市に譲らず、試験的なチャレンジを実践し、関連する産業を育成してゆき市政の健全化をか図ることができる新都市構想の復元を提案いたします。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>人口減少・少子高齢化や経営資源の縮小が進行する中、民間事業者や周辺市町・国・県との連携や実験的な都市づくりの重要性は認識しているところです。</p> <p>武田尾駅、宝塚北SA・SIC、県有環境林(旧宝塚新都市計画区域)がある北部地域については、土地利用の基本方針として、地域資源を生かしたまちづくりの推進、諸制度の活用による自然環境の保全を定めています。今後は、これら方針に基づいた都市づくりに取り組んでまいります。</p>	<p>いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
2			<p>観光上、宝塚歌劇だけの現状を二元化へ、前記、新都市が生育する前に、井植山荘(旧藤田男爵)のエリア10万坪を活用した長期休養地への検討も必要な時期ではありませんか。モナコやドイツのバーデンバーデンなどの長期休養地に滞在保養地へ最適だと思います。掘削すれば、温泉も確保できる地域だと思います。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>本市の観光については、宝塚大劇場や神社仏閣などに多くの観光客が訪れていますが、中には有効に活用しきれていない観光資源もあり、その活用が求められていることは認識しているところです。</p> <p>井植山荘が立地する市街地周辺緑地については、土地利用の基本方針として、緑地の保全・活用を定めています。また、市街地周辺緑地は山麓部の住宅地と併せて丘陵ベルトとして位置付け、緑地とゆとりある住宅地が調和した良好な住環境と本市を特徴づける景観の形成をめざすこととしています。今後は、これらの方針に基づいた都市づくりに取り組んでまいります。</p>	<p>いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
3			<p>学校区の関係で平井の地区を通り、通学する児童学生の通学路への配慮が必要だと思います。丈夫な吊り橋でも設置して頂き、通学の利便性にご配慮いただきたいと思います。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>通学路については、小学校で片道4km以内、中学校で片道6km以内と規定する通学区域において、PTAからの要望を学校が承認する形で設定されています。</p> <p>橋梁等の都市施設については、長期的・総合的な観点から整備が必要となるものを除き、既存ストックの維持・更新を基本方針とした整備に取り組んでまいります。</p>	<p>いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
4			<p>今回の都市計画MP案は前回計画と比較して、誇りと魅力ある宝塚の都市づくりへの指針及び都市イメージ案として不十分であると思う。</p> <p>世界的に成長路線だけに頼らず人間本来の幸せや満足感達成、SDGs視点などからの都市づくり、コロナ禍を経験した上で新たなライフスタイルを許容する柔軟な都市づくりと都市デザインが求められている。そのような背景の上に立つて今回の都市計画MPは作成される必要がある。</p> <p>住まい、働く人、訪れる人々にやさしく、温かく包み込み、迎える都市づくりの方向を目指す必要がある。既存計画の良いところを継承し将来に向け抜本的に見直すところは見直す。宝塚歌劇のブランドを一度切り離し、本来の宝塚を的確にとらえた上で、宝塚らしい特質、新たな地域資源の活用などを盛り込み、活用した都市デザインの提案が必要と考える。</p> <p>例えば南部市街と北部西谷が並立する宝塚は他市には無いすばらしい特質であり魅力である。相互関係を人口や産業といった一面的な見方ではなく、密集からの解放、ストレスからの解放、多様性への可能性、新たな魅力の取り込みといった観点から位置づけ、言わば二眼レフカメラのような捉え方をすることで、相互依存や相互交流促進による魅力あるライフスタイル、ワークスタイル及び多様な産業への波及更に多様な誘客効果が期待できる。そのような思い切った都市政策が必要であると考える。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>宝塚市都市計画マスタープラン(案)の策定にあたっては、ご意見にあるように「持続可能な社会」や「生活様式の変化」等の都市計画に関する社会潮流や本市の現状を勘案しながら都市づくりの目標や方針を検討してきたところです。今後はこれらに基づき、個別具体的な施策に取り組んでまいります。</p>	<p>いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>

No.	項目	ページ	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
5			<p>将来像として「買い物や医療など日常的に利用する施設が身近にある、便利なまち」を多くの人が挙げているにもかかわらず、買い物の便利さを不満とする人が30.6%存在する。大型ショッピングセンターのある西宮や尼崎、伊丹に消費者は流れており、宝塚市内で消費が循環していない。それだけでなく、せっかくの宝塚ブランドでありながら、商業施設の少なさもあり、西宮や尼崎、伊丹に若い世帯そのものが流出している。宝塚が今後も価値あるブランドとして憧れてもらえる地にするために古き良き街並みを残す必要があると考える一方で、利便性の高い施設を積極的に誘致し、若い世帯が住みたくなる街づくりをしていただきたいと思う。競馬場高丸線の開通も予定されており、仁川駅から徒歩圏内の立地であることから、仁川団地跡地に商業施設を誘致するのはどうか。西宮や伊丹に対抗できる大型施設の誘致は簡単ではないと思うが、500平米までの店舗しか建設できない第一種中高層住居専用地域の指定を外すことで、中規模程度の商業施設を誘致することは可能ではと考える。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>仁川団地跡地については、中高層住宅地として位置付けているほか、周辺も低層住宅地が広がるなど、良好な住宅地エリアとしての地域特性を有しています。そうした地域の状況のほか、住民意向を踏まえながら、地域の価値づくりの推進に取り組んでまいります。</p>	<p>いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
6	宝塚市都市計画マスタープラン(案)の全般に関すること		<p>これからの10年この街はどの様に変革するのか、期待に胸を膨らませて関連資料をざっと目を通しました。今まで市政にそれ程関心が無かった性かも知れませんが、資料を読み終えて、全く内容が理解できません。「わたしたちの舞台はたからづか」、その宝塚をどのようにしようとしているのか判りません。市民の皆様がどの程度理解出来るか疑問です。計画には沢山の市役所関係者、有識者、市民の方々が参加して立案されていると思います。当然、先ずは今までの宝塚市の都市計画の現状把握されたと思います。その内容はHPで報告されているのでしょうか。私が認識していないので誤解しているかも知れません。</p> <p>今までもこの様な都市計画マスタープランの様な長期的な計画を立案して都市計画を推進されてきたのだと思います。その計画について、どの様に推進出来たのか(各計画毎に、実施可否、出来た内容、出来なかつた内容、その理由等々)フォローして何が問題であったか、今回の計画に反映すべきだと思います。</p> <p>予算、優先順位等で延び延びになった内容、先を見越した、時代に即した計画が出来なかつた。全ての理由を明確にして今回の計画に反映すべきだと思います。明確にしないで次の計画を立案しても市民の市政への関心は薄らぐだけだと思います。</p> <p>私達の街は高齢者、障がい者に優しい街と言えるでしょうか。例えば、主要公共交通機関の宝塚駅、宝塚南口を例にして見て下さい。高齢者、車いすの方が一人で乗り降り、公共機関の乗り継ぎが出来るでしょうか。1970年以降高齢者問題がクローズアップされて来て長い時間が経過しています。全ての場所、道路への期待は予算、その他諸事情もあり実施する事は不可能であり市民の皆様も理解できます。しかしバリアフリーが一部でも出来ていますか。バリアフリーバスに乗れますか。盲人用の信号、道路標示等々………こんな状態で良いのでしょうか。道路の表面の凹凸、照明も最低限必要な個所に設置が必要です。全てを対応するのは不可能です。一部のエリアでも弱者に優しい街を実現すべきです。</p> <p>私が仕事で某市を何度も訪問していましたが、一部のエリアでは完全にバリアフリーが実現しています。内容を聞いて見ると、障がい者、高齢者、地域の方、行政が何度も何度も検討を行いバリアフリー委員会がきめ細かにフォローしながら、アイディアを出し合い現状に大きな改造をしないで、高齢者、障がい者が楽に通れて自転車専用道路も確保できていました。一部のエリアですが、この様にすれば出来ると感じました。この様な対応を少しづつ水平展開して行く努力をされているようです。</p> <p>他県、他市の情報もどんどん参考にして小さな対応でも具体的に市民に実感して納得し貰える行政をお願いしたい。この計画も弱者(障がい者、高齢者、子供)への対応とアクセスに悪い地域の活性化が最優先テーマであり、これを最短で取り組める計画を考えて欲しい。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>宝塚市都市計画マスタープラン(案)の策定にあたっては、基礎調査として実施した本市の現状の整理と都市構造の評価や市民アンケート調査等を踏まえ、都市計画審議会や庁内における検討を重ね、その過程についてはホームページや住民説明会等で周知してきたところです。個別の施策については個別計画等により、進捗管理を行ってまいります。</p> <p>高齢者や障�者に優しい街については、都市施設整備等の方針において、誰もが移動し、活動できる環境の形成と環境や安全・安心に配慮した都市施設整備の推進を基本方針として掲げており、この方針に基づき高齢者や障�者に配慮した都市施設整備に取り組んでまいります。</p>	<p>いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
7			<p>検証(評価と見直し)項目の欠如…マシジ'ントサイクル(PDCA)の転回は、まずCから始めることが重要です。「2022年マスタープラン」の設定に必要な「2012マスタープラン」(P)の実施(D)の次のステップである評価=実施状況・目標達成未達成原因の究明(C)・改善=再発防止策の設定と実施(A)等の検証(CA)項目が欠けています。</p> <p>検証(CA)内容を明確にし、「2022都市計画マスタープラン」に反映することが重要です。目次に「前期マスタープランの評価概要」項目を追加し、実施状況、目標・実績・達成率・達成未達成原因・再発防止策・次期マスタープラン引継ぎ事項等を項目別に「マトリクス表」にまとめて掲載することが必要です。その方が「今期マスタープラン」を理解し易いと思います。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>宝塚市都市計画マスタープラン(案)の策定にあたっては、基礎調査として実施した本市の現状の整理と都市構造の評価や市民アンケート調査等を踏まえ、都市計画審議会や庁内における検討を重ね、その過程についてはホームページや住民説明会等で周知してきたところです。個別の施策については個別計画等により、進捗管理を行ってまいります。</p>	<p>いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>

No.	項目	ページ	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
8	宝塚市都市計画マスタープラン(案)の全般に関する事項		隣接都市の尼崎市は、下記の通り「都市計画マスタープラン」が効率的・効果的に実行されているかどうかを、「進行管理プロセス」を導入しPDCAサイクルにより検証しています。宝塚市も、この仕組みを形だけでなく具体的に取り入れることが重要です。 1) PDCAサイクルの運用 「都市計画マスタープラン」に基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCA サイクルにより検証します。 2) 計画の評価 毎年、市が行う事業の進捗状況や本市の現況を把握するとともに、本市総合計画に係る市民意向調査の結果も活用し、めざすまちの姿及び分野別まちづくりの達成状況、関係法令や関連計画の変更、社会経済情勢の動向を踏まえ、評価を行います。 3) 見直し段階での市民参加 (1) 見直しプロセスへの市民参加 まちづくりに関する情報の共有や学習の機会の提供により、市民のまちづくりに対する理解度が徐々に広がっていくことが期待されることから、計画策定や進行管理への市民参画を積極的に呼びかけ、見直しのプロセスにおいて市民の意見やアイデアの適切な反映に努めます。 (2) 見直しに関する情報の公開 評価と見直しの状況は、適宜公開を行い、その結果及び内容がどのようにまちづくりに反映されたかわかるような形で公表します。(「情報公開」が重要！)	【原案のとおりとします】 宝塚市都市計画マスタープラン(案)の策定にあたっては、基礎調査として実施した本市の現状の整理と都市構造の評価や市民アンケート調査等を踏まえ、都市計画審議会や庁内における検討を重ね、その過程についてはホームページや住民説明会等で周知してきたところです。個別の施策については個別計画等により、進捗管理を行ってまいります。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。
9	宝塚市都市計画マスタープラン(案)の特定部分に関する事項	8 9	P8の人口密度図と比較して、売布駅北、野上6丁目、南口周辺、梅野町付近の密度が高くなるよう推計されているが、とくに梅野町から湯本町付近は現在も密度が高く、第一小学校区は過大校になり、教育環境上や遠距離通学など多くの課題が生じている。今後、これらを是正するような都市計画上の対応策(例えば用途、容積規制など)検討が必要と思われるが如何か。	【原案のとおりとします】 中心市街地を構成する商業地域や近隣商業地域の一部では、多くのマンションの立地が進行していることから、商住混在の地域のあり方について、住民とともに検討していく必要があるとの認識をしています。その中で都市計画制度の見直しも視野に入れながら小学校の過密問題等の検討に取り組んでまいります。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。
10	宝塚市都市計画マスタープラン(案)の特定部分に関する事項	13	西谷地域の生活利便施設は皆無に近く、三田や猪名川方面に行くしかないが、今後高齢化がますます進み自力で買い物に行けない層が増大し生活難民と化すと思われ、利便施設立地促進など都市計画上の支援策を早急に配慮する必要があると考えるが如何か。 また、有償ボランティアのシニアサポート制度(買い物、医療、草刈りなどのサポート)などシステムとして運用することも必要である。	【原案のとおりとします】 北部地域については、既にコミュニティ施設や農業振興施設、公益施設が集積する西谷庁舎周辺を北部地域拠点として位置付け、公共公益機能が集積し、地域の生活を支えるとともに、市内外の人々が交流できる拠点をめざすことを掲げています。また、住民主体のエリアマネジメントの促進等により、生活利便施設等の整備を誘導し、集落地域の生活環境の向上を図る方針としており、今後はこれらに基づく取組を進めてまいります。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。
11	宝塚市都市計画マスタープラン(案)の特定部分に関する事項	16 32	P16図、西谷と宝塚駅前を結ぶ阪急バス路線がなくなったが、P32では将来交通ネットワークで記載されている。宝塚の今後の都市づくりの要の一つは西谷の利活用と交流促進にあると考える。そのためにも宝塚駅前直結型公共交通や休日、祝日定期便の復活、デマンドバスなどが必要と考える。現在、西谷の魅力と可能性が徐々に市民や阪神間県民にも認知されつつあり、訪問希望が増大している。しかし、公共交通サービスがますます不便になり西谷内部まで誘客することができない。	【原案のとおりとします】 交通ネットワークについては、鉄道などで各拠点を結び、それをバスや新たな移動手段が補完し、誰もが安全・安心に移動できる交通ネットワークの形成をめざすことを掲げています。今後はこの目標に基づき公共交通に関する計画を策定し、具体的な方針を示す予定です。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。
12	宝塚市都市計画マスタープラン(案)の特定部分に関する事項	21	宝塚北SA・SICのオープン化により、令和元年度(2019年度)には、約1000万人…とあるが、増加した約200万人のその殆どがトイレ休憩と有名土産物店消費が目的で、宝塚や西谷の活性化に寄与したと考えられない。また、宝塚大劇場の入場者も大半が劇場内消費で市内回遊や消費の波及効果に寄与していないと考えられる。したがってこのような課題数値をもとに政策立案することは現実的でないとする。 北インターであれば数百万人の一部でもいかにして西谷に取り込めるか、そのために西谷にどのような魅力施設や資源が必要か、総合的な視点から検討実施する必要がある。また、そのような機能立地を可能とする都市政策や都市計画が必要である。	【原案のとおりとします】 ご意見にあるとおり、宝塚北SAの訪問に対し、市内観光資源への誘客や消費を促すことが必要であると考えています。 北部地域については、本市全体としての資源である豊かな自然環境や田園環境を適切に保全するとともに、地域資源を生かした魅力的なまちづくりをめざすことを掲げています。現時点では地域ブランドの構築や土地利用規制の一定の弾力的運用等の取組を進めているところですが、今後は宝塚市観光振興戦略との連携を図りながら、宝塚市北部地域まちづくり基本構想に基づく土地利用規制・誘導に取り組んでまいります。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。

No.	項目	ページ	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
13	宝塚市都市計画マスタープラン(案)の特定の部分に関すること	26	「農がある暮らし」は周辺の三田や猪名川、川西でも可能であるが、宝塚の西谷では、小さな山並みと谷間で構成された景観的にも心地よい空間、歴史文化の蓄積など他にない居住環境やワーク環境がある。これらを活用し、「半農半X」「リモートワーク+農」「里山保全+リモートワーク」など今後増大するであろうライフスタイルが可能である。これらに対応できる土地利用やより一層の都市計画規制緩和策が必要である。	【原案のとおりとします】 北部地域については、本市全体としての資源である豊かな自然環境や田園環境を適切に保全するとともに、地域資源を生かした魅力的なまちづくりをめざすことを掲げています。現時点では地域ブランドの構築や土地利用規制の一定の弾力的運用等の取組を進めているところですが、引き続き宝塚市北部地域まちづくり基本構想に基づく取組を進めてまいります。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。
14		26 27	通り一遍な課題設定…前述の「前期マスタープランの進捗状況・評価(CA)」がなく、「新たな環境変化」等に触れていないため、課題設定が通り一遍で危機感・主体性・当事者意識等を感じることができません。課題設定の根拠・問題の所在の深堀り・解決の方向等に注力した内容にした方がベターだと思います。例えば、人口減少・少子高齢化の何が課題なのか、解決すべき点は何か、そのためにどんな点に注力した都市づくりが必要なのか、等問題意識を強く持って課題設定を行う必要があります。 また、各課題を重要度順に並べた場合に、優先順位はどうすべきか。厳しい財政状況の中で対策事業を展開するにはどうするかも触れておく必要があるように思います。	【原案のとおりとします】 都市づくりの課題については、社会潮流や本市の現況を踏まえ、都市づくりに関する本市の課題を7つの項目に整理し、それぞれ課題の内容を記載しています。また、都市づくりの課題への対応として、6つの都市づくりの方向を掲げており、この方向性に沿いながら、都市づくりの方針に基づく取組を進めてまいります。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。
15		27 52	従来、まち協を中心にまちづくりの視点から計画づくりをされてきたが、第6次総合計画に見るように、ほとんどの地区では、本来立地特性から宝塚の都市づくり積極的に関与し提案すべきことが、全く触れられず、ソフトなまちづくりに終始している。各まち協が全市の都市づくりや都市デザインの観点から積極的に活動し提案することが必要であると考え。 また、有識者だけでなく専門的な視点から様々な活動や提案を行っている市民や団体もあり、それぞれ市民力を結集して都市課題や都市デザインに取組むことが必要であると考え。 これはP52第5章にもかかわる意見である。	【原案のとおりとします】 都市づくりにおける協働の推進の必要性については認識しており、そのために多様な主体の活動の促進や官民連携によるまちづくりの推進を掲げているところです。今後はこの方針に基づき、地域の課題解決に向け、行政情報の蓄積と提供、出前講座や専門家派遣に努めるとともに、先進地域の活動の横展開による地域間の連携に取り組んでまいります。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。
16		29	1.めざす将来都市像 前回 2012 版では、「(1)庭園都市～環境と共生する都市～」、「(2)居住文化創造都市～ふれあいのあるまち～」、「(3)芸術レクリエーション都市～交流のあるまち～」とあり、交流、誘客促進など「観光と回遊」を大きなテーマにしたように思う。今回は、「居住環境の継承」「文化芸術の醸成」「自然環境との共生」と、「観光」「誘客」「回遊」といった宝塚を巡る視点が欠けているように感じる。また前回には記載され市民にも浸透していた「観光プロムナード」がなくなった理由は何故か。 また「居住環境の継承…新たなニーズにも柔軟に対応しながら…」とある。新たなニーズとは「半農半 X」「リモートワーク+農」「里山保全+リモートワーク」などコロナ化でニーズの高まったライフスタイルなども含んでいるのであれば西谷の環境容量に配慮した新たな居住機能立地を想定した土地利用計画が必要と考える。 「文化芸術の醸成…文化芸術が感じられる都市…」とは、都市全体に文化芸術を彷彿とさせる都市デザインや景観デザインが必要である。道路、河川、都市公園、都市緑地はもとより、民間大規模施設、主な都市の視点場、街角広場、遊歩道などにもデザインが必要である。	【原案のとおりとします】 中心市街地の主要回遊動線である観光プロムナードについては、ライフスタイルの多様化をはじめとする社会潮流の変化の中、従来型の観光だけではない活用がその周辺の空間も含めて期待されています。これを踏まえ、「観光プロムナード」の文言は使用せず、地域資源等を生かした整備を行うとともに公共空間の柔軟な活用による回遊性や滞在性の向上を図り、新たな魅力づくりと都市型観光商業地としてのポテンシャルの向上に努めることを方針として掲げています。 居住環境の継承と文化芸術の醸成については、都市づくりの目標として掲げており、この目標を目指すための都市づくりの方針に基づき、個別具体の計画を示していくとともに個別具体の施策に取り組んでまいります。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。

No.	項目	ページ	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
17	宝塚市都市計画マスタープラン(案)の特定の部分に関すること	29	<p>曖昧・抽象的で特性を感じられない将来都市像…「前期マスタープランの評価(CA)」・「新たな環境変化」に触れず、現状把握に基く「都市づくりの課題」の問題意識が弱く曖昧なため、「目指す将来都市像」が曖昧・抽象的で特性を感じられないものになっていると思います。</p> <p>①居住環境の継承 ②文化芸術の醸成 ③自然環境との共生の3項目を実現すれば、上位計画の「目指すまちの姿」(a. 未来につなぐまち b. 安全快適なまち c. 福祉充実の安心なまち d. 子供が育つまち e. 豊かで美しい環境のまち f. 創造性豊かなまち)に果たしてなるのか目的・手段関係を明確にする必要があります。</p> <p>同時に「目指す将来都市像」のPDCAを回すために、①②③の現状レベル・具体的(定性・定量)目標レベルを明確に設定し、記載しておく必要があります。目標値がないと進捗状況・結果を評価することができないからです。また、①と③は環境で類似していますし、②で宝塚歌劇は小林一三が伝えるように芸術でなく娯楽であり、訂正する必要があります。そこで「都市づくりの課題」・「目指すまちの姿」等を踏まえ、「目指す将来都市像」(7/9/10)を次のように提案したいと思います。</p> <p>(1) “緑と安全に配慮する環境・防災重視の都市づくり”：宝塚の豊かな自然・恵まれた居住環境の維持・保全に努める共にインフラ整備・防災に注力し、脱炭素・循環型社会へ前進する都市づくりを進めます。(課題：(2)住宅都市の魅力向上 (4)豊かな緑の保全・活用 (5)大規模災害への備えまちの姿：b. 安全快適なまち e. 豊かで美しい環境のまち)</p> <p>(2) “老いも若さも大切に作る安心住宅都市づくり”：健康寿命延伸・医療介護支援や子育て・教育環境整備等に注力して、高齢者・若い子育て世代が共に安心して暮らせる都市づくりを推進します。(課題：(1)人口減少・人口構成の変化への対応 (6)公共施設の適切な維持管理と見直しまちの姿：c. 福祉充実の安心なまち d. 子供が育つまち)</p> <p>(3) “皆が元気に集う職・住・遊近接の都市づくり”：北部田園資源・南部人的資源・情報技術等を駆使して、コロナ禍でも時流に乗る商サビ・農業等の新規事業・観光事業振興に注力すると共に、域内外の人的交流を盛んにし、活気あふれる元気な職・住・遊近接の都市づくりを推進します。(課題：(3)宝塚らしい産業の維持・充実 (7)都市づくりにおける協働の更なる推進まちの姿：a. 未来につなぐまちf. 創造性豊かなまち)</p> <p>とりわけ(3) “皆が元気に集う職・住・遊近接の都市づくり”に、全市の60%(6000ha)を占める“宝塚の宝 北部西谷地域”を欠くことはできません。里山・小川等自然と戯れる「遊」、子育てしやすい教育環境を整えた、都会よりも広くて快適な「住」、スマート農業(情報技術で省力化・品質向上を図る新農業)・情報ニュービジネス(テレワーク共)等の「職」、この「職・住・遊」エリアを“北部西谷地域”を主体に創出することにより、若者多数を交えた老若男女が元気に生活できる都市づくりを強力に推進することが重要です。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>めざす将来都市像については、本市の現況や市民アンケート等を踏まえ、本市の魅力と特性を生かした都市づくりに取り組みめるよう、将来都市像を3つにまとめたものです。一方で都市づくりの課題への対応として、6つの都市づくりの方向を掲げており、より詳細な目標を示しています。</p>	<p>いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
18	宝塚市都市計画マスタープラン(案)の特定の部分に関すること	30	<p>(1)土地利用</p> <p>「…メリハリがある土地利用…」とあるが、北部地域は市街化調整区域指定 50 年以上となり、今後の人口減少、ライフスタイルやワークスタイルの多様化、都市と田舎の共生、スマート農業、集中から分散へといった将来動向から、メリハリが効きすぎた土地利用からより柔軟な土地利用がふさわしいと考えるが如何か。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>北部地域については、本市全体としての資源である豊かな自然環境や田園環境を適切に保全するとともに、地域資源を生かした魅力的なまちづくりをめざすことを掲げています。現時点では地域ブランドの構築や土地利用規制の一定の弾力的運用等の取組を進めているところですが、引き続き宝塚市北部地域まちづくり基本構想に基づく取組を進めてまいります。</p>	<p>いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
19	宝塚市都市計画マスタープラン(案)の特定の部分に関すること	30	<p>(2)拠点 ①南部地域 ア 都市拠点</p> <p>武庫川右岸地区は震災後、従来の用途地域を踏襲したため、高層マンション開発が無秩序に進み、高容積密集住宅地となり、景観や通風、日照など住環境として十分でなく、しかも大規模小学校区 の課題地区となった。商業、文化芸術、観光などの多様な機能が集積し、市内外の人々が活動交流で ける都市全体の魅力と活力を支える拠点となるかどうか疑問である。どのようにすれば目的が達成で けるか具体的な計画案が必要と考える。また、地域別計画では「観光プロムナード」という言葉が 消えているが武庫川右岸左岸を回遊するプロムナードと都市づくりというテーマは無くなったのか。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>中心市街地を構成する商業地域や近隣商業地域の一部では、多くのマンションの立地が進行していることから、商住混在の地域のあり方について、住民とともに検討していく必要があるとの認識をしています。その中で都市計画制度の見直しも視野に入れながら小学校の過密問題等の検討に取り組んでまいります。</p> <p>中心市街地の主要回遊動線である観光プロムナードについては、ライフスタイルの多様化をはじめとする社会潮流の変化の中、従来型の観光だけではなく活用がその周辺の空間も含めて期待されています。これを踏まえ、「観光プロムナード」の文言は使用せず、地域資源等を生かした整備を行うとともに公共空間の柔軟な利活用による回遊性や滞在性の向上を図り、新たな魅力づくりと都市型観光商業地としてのポテンシャルの向上に努めることを方針として掲げています。</p>	<p>いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>

No.	項目	ページ	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
20	宝塚市都市計画マスタープラン(案)の特定の部分に関する事	30	(2)拠点 ①南部地域 イ 地域拠点 各駅前が金太郎あめではなくより特色と個性ある拠点づくりを行い、相互利用を促すような都市づくりが必要である。	【原案のとおりとします】 ご意見のように、めざす都市構造では鉄道駅を主な拠点として位置付けるとともに地域の特性に応じた拠点形成をめざすことを掲げています。さらに交通ネットワークとして各拠点を鉄道、バス新たな移動手段で結び、誰もが安全・安心に移動できることを掲げています。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。
21		31	②北部地域 ア 北部地域拠点 西谷庁舎周辺の拠点だけでなく、市内外からの誘客を促し西谷の活性化のためには、北部上佐曾利地区、下佐曾利・長谷地区など交通クロスポイント付近に生活サービス、休憩、トイレなどのミニ 拠点が必要である。併せて西谷を回遊できる自転車みち、南部から車でアクセスし自転車で乗り換えて回遊可能なパーク＆サイクル整備が必要と考える。	【原案のとおりとします】 北部地域については、本市全体としての資源である豊かな自然環境や田園環境を適切に保全するとともに、地域資源を生かした魅力的なまちづくりをめざすことを掲げています。現時点では地域ブランドの構築や土地利用規制の一定の弾力的運用等の取組を進めているところですが、引き続き宝塚市北部地域まちづくり基本構想に基づく取組を進めてまいります。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。
22		31	(3)ネットワーク ①交通ネットワーク 北部地域には宝塚駅前と直結する公共交通が必須である。需給バランスが悪いのであれば、西谷に需要を喚起するような機能立地を大胆に進めるべきである。	【原案のとおりとします】 交通ネットワークについては、鉄道などで各拠点を結び、それをバスや新たな移動手段が補完し、誰もが安全・安心に移動できる交通ネットワークの形成をめざすことを掲げています。今後はこの目標に基づき公共交通に関する計画を策定し、具体的な方針を示す予定です。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。
23		31	(3)ネットワーク ②水と緑のネットワーク 前回計画には、水と緑のアメニティ軸、歴史と文化のアメニティ軸、花と緑のアメニティ軸など都市生活に潤いと活力を促すネットワークが存在したが、本計画ではほとんど記載がない。宝塚は南部、北部とも他市に無い、山並みと小河川で形成する心地よい風景や景観があり、これらを通る散策は健康増進、交流、フラストレーション解消など多大の効果が期待される。重要なネットワークとして位置付けるべきである。P56以降の地域別都市づくり図も同様。	【原案のとおりとします】 地域の特性を生かした都市づくりの重要性については認識しているところであり、都市づくりの方針において、河川や緑等を生かした整備を掲げています。今後はこの方針に基づき、個別具体の計画を示していくとともに個別具体の施策に取り組んでまいります。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。
24		43	(1)道路・交通 「…渋滞解消のための取組を推進します。…」 山本駅前周辺、南口旧宝塚ホテル周辺などくに交通渋滞が著しい地区の改善が急がれるため、より具体的な記述が必要と考える。	【原案のとおりとします】 今後は都市づくりの方針に基づき、個別具体の計画を示していくとともに個別具体の施策に取り組んでまいります。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。
25	44	②歩行者・自転車通行空間 「歴史街道や水辺沿いの遊歩道、緑道、花のみちなど…」 武庫川右岸の月地線沿いなど「観光プロムナード」も含め、賑わいの創出など地域の活性化に資する道路の利用についても…とするべきである。県による武庫川右岸高水敷も整備され多様なネットワークを検討する必要がある。	【原案のとおりとします】 地域の特性を生かした都市づくりの重要性については認識しているところであり、都市づくりの方針において、河川や緑等を生かした整備を示しています。今後はこの方針に基づき、個別具体の計画を示していくとともに個別具体の施策に取り組んでまいります。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。	
26	46	③その他 「北部地域の汚水処理は、合併処理浄化槽の整備を支援します。」 西谷への誘客を積極的に図り、多様な居住環境を整備するには合併処理浄化槽の支援だけでなく、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、小規模集排水処理施設など対象区域規模に応じた処理施設整備が必要と考える。	【原案のとおりとします】 集落排水施設に関しては、多額の費用を要することから導入は困難であると考えていますが、引き続き合併処理浄化槽の支援に取り組んでまいります。	いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取組みの参考とさせていただきます。	

No.	項目	ページ	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
27	宝塚市都市計画マスタープラン(案)の特定の部分に関する事	50	<p>「基本方針」(4) 景観を視点に地域のまちづくりに取組む…」は同感で積極的に進めてほしい。また、3D の立体景観都市である宝塚にとって、むしろ景観を売り物にした都市づくり・都市デザインをもっと推進すべきと考える。景観魅力都市宝塚づくりを目指す。具体的には主要視点場、景観ポイント、眺望ポイント、スケッチ・写真ポイント、文化財、飲食・カフェ、地場産店、公共施設、文芸センター、公園、休息空間などを結び、気軽に散策できるモデルコースを設定する。全国の観光都市の殆どは〇〇景観や××風景など景観資源を全国的に売り出し誘客している。</p> <p>景観まちあるきなど市民団体を中心に積極的な活動がされ、ガイドブックを携え健康増進を兼ねた新たな景観資源探索や散策に多くの市民が参加し、毎年参加希望者が多いことから以下のような提案を行う。</p> <p>①宝塚の景観・風景探索モデルコース設定とガイドマップ作成。主な視点場紹介サイン設置。 ②景観マイスター制度創設と地域景観分析・評価スタッフ養成。地区計画、景観形成計画など課題解決の協働的取り組み参画。全市的景観魅力都市形成に向けたムーブメントづくりへの協力・協働など。 ③市外に向けた「景観魅力都市宝塚」の PR と誘客活動。 ④景観フォーラム開催。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>個別具体的な施策に取り組んでいく中で参考とさせていただきます。</p>	<p>いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
28		54 66 67	<p>土地利用と地域特性No.5に掲載の平井山荘は第6地区です。表示をNo.6へ移してください。</p>	<p>【右記のとおり修正します】</p> <p>地域別都市づくり図は、拠点を含んだ日常生活圏や市街地の形成過程、まちづくり協議会のまとまりなどを総合的に踏まえて範囲を決めており、地域別都市づくり図のNo.とまちづくり協議会のブロック番号が一致しない場合があります。記載の地域の番号がまちづくり協議会のブロックと混同するのを避けるため、右記のとおり修正します。</p>	<p>地域の「No.1～7」を「A～G」に変更します。 54Pの小学校区の記載を消去します。</p>
29		56 59 60 62	<p>都市計画道路未整備の競馬場高丸線が自転車ネットワーク路線になっている。荒地西山線には無いが何故か。宝塚仁川線の宝塚大橋が自転車ネットワーク路線に指定されているが、歩道幅員や車道幅員から困難でないか。また同線沿いに北摂里山周回コースが設置されているが、主要景観ポイントであり、文化勲章受章者のブロンズ像があり(復帰すべき)、武庫川右岸と左岸を結ぶ主要都市軸景観の都市デザインから文化を感じる歩行者道と自転車通行空間をどのように調和させるのか具体案を示してほしい。しかも R176 で途切れている。宝塚新大橋には無い。全体計画としての脈絡に欠ける。</p>	<p>【原案のとおりとします】</p> <p>自転車ネットワークは平成30年(2018年)に策定した宝塚市自転車ネットワーク計画で自転車専用通行帯の整備方針のある路線を記載しています。</p>	<p>いただきましたご意見等について、見直しには至りませんでした。今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
30		56 58 60 62 64 66 68	<p>「水と緑のネットワーク」他、歴史文化資源、景観資源やポイント、主な公共施設、観光資源などを結ぶ歩行者道、緑道、散策道、集落道、ハイキング道などは宝塚を体感し、健康増進や心と身体のリフレッシュ、地域を知り宝塚を見守る等、多様な効果が期待される重要な都市づくりのツールである。とくに歩いて体感し観察する行為が市民の交流と協働意識を育む事にもつながり、宝塚をより魅力的にすることに結びつく。</p> <p>その重要性から、p56 図に仁川・小仁川歩行軸、武庫川沿い歩行軸。p58 図に逆瀬川・白瀬川歩行軸、支多々川歩行軸、塩谷川歩行軸、武庫川右岸歩行軸。小仁川から続く神戸水道歩行軸。P60 図に武庫川左岸歩行軸、荒神川歩行軸、巡礼道、有馬街道、大堀川歩行軸。p62 図に有馬街道、京伏見街道、大堀川歩行軸、天王寺川歩行軸、武庫川左岸北軸。P64 図に巡礼道、天神川歩行軸、天王寺川歩行軸、京伏見街道、丹波街道、最明寺川歩行軸。p66 図に巡礼道、最明寺川歩行軸、丹波街道歩行軸。P68 図に主な集落道、河川歩行軸、武庫川渓谷線軸。</p>	<p>【右記のとおり修正します】</p> <p>地域の特性を生かした都市づくりの重要性については認識しているところであり、都市づくりの方針において、地域の特性に応じた多様な主体によるまちづくりや河川・緑等の地域資源を生かした都市施設整備等を示しています。今後はこれらの方針に基づき、個別具体的な計画を示していくとともに個別具体的な施策に取り組んでまいります。</p> <p>河川、巡礼街道、JR廃線敷については、地域資源として地域特性の図に記載していますが、旧街道について記載がなかったため、右記のとおり修正します。</p>	<p>地域別都市づくり図の地域特性の図に有馬街道、京伏見街道、丹波街道、西宮街道、塩尾寺道を追加します。</p>

(別紙)「宝塚市都市計画マスタープラン(案)及び宝塚市立地適正化計画(案)」に対するパブリック・コメント手続き以外での修正内容一覧表
 パブリック・コメント実施後に、以下のとおり修正しました。

No.	項目	ページ	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
1		42	第9章 計画の評価と進行管理 (1) 目標値の設定	記載なし	③交通ネットワークに関する目標指標、目標値 第2章で示す交通ネットワークの方針「誰もが移動しやすい環境の形成」に基づいて設定した誘導施策の効果を評価、点検します。 「公共交通輸送人員の人口比」を目標指標として目標値を設定します。また、「交通の利便性が良いから住み続けたい」と回答した市民の割合をモニタリング指標として設定します。 目標値 公共交通輸送人員の人口比 基準値 (令和元年 (2019年)) 0.74 目標値 (令和22年 (2040年)) 0.74超 モニタリング指標 (アンケート調査) 「交通の利便性が良いから住み続けたい」と回答した市民の割合 基準値 (平成30年 (2018年)) 37.2%	1 2 3 ()	集約都市形成支援事業(計画策定支援立地適正化計画)の補助要件において、公共交通に関する目標値を記載する必要が生じたため。
2		45	付属資料 1 数値根拠 (2) 人口	記載なし	名称 G 市域人口 (令和元年 (2040年)) 人口 225,199 根拠 宝塚市統計調査	1 2 3 ()	No.1の修正に伴い、数値根拠の記載。
3	宝塚市立地適正化計画(案)	46	付属資料 1 数値根拠	記載なし	(4) 交通 名称 I 市内各鉄道駅(阪急)の一日平均輸送人員(令和元年) 数値(人) ※VIIは除く 96,050 根拠 宝塚市統計調査の阪急各駅の乗車人員と降車人員の合計/2 名称 II 市内各鉄道駅(JR)の一日平均輸送人員(令和元年) 数値(人) ※VIIは除く 39,849 根拠 宝塚市統計調査のJR各駅の乗車人員の合計 名称 III 阪急バス輸送人員(令和元年) 数値(人) ※VIIは除く 26,513 根拠 宝塚市統計調査の阪急バスの輸送人員 名称 IV 阪神バス輸送人員(令和元年) 数値(人) ※VIIは除く 3,488 根拠 宝塚市統計調査の阪神バスの輸送人員 名称 V ランランバス輸送人員(令和元年) 数値(人) ※VIIは除く 156 根拠 宝塚市調査 名称 VI 公共交通輸送人員の人口比 数値(人) ※VIIは除く 0.74 根拠 (I+II+III+IV+V)/G	1 2 3 ()	No.1の修正に伴い、数値根拠の記載。
4		48	付属資料 1 数値根拠	(4) アンケート調査	(5) アンケート調査 項目 「交通の利便性が良いから住み続けたい」と回答した市民の割合 割合(%) 37.2 根拠 市民アンケート調査報告書(平成31年(2019年)3月) 2-2(2) H30年度調査	1 2 3 ()	No.1の修正に伴い、数値根拠の記載。

宝塚市都市計画マスタープラン(案)

概要版

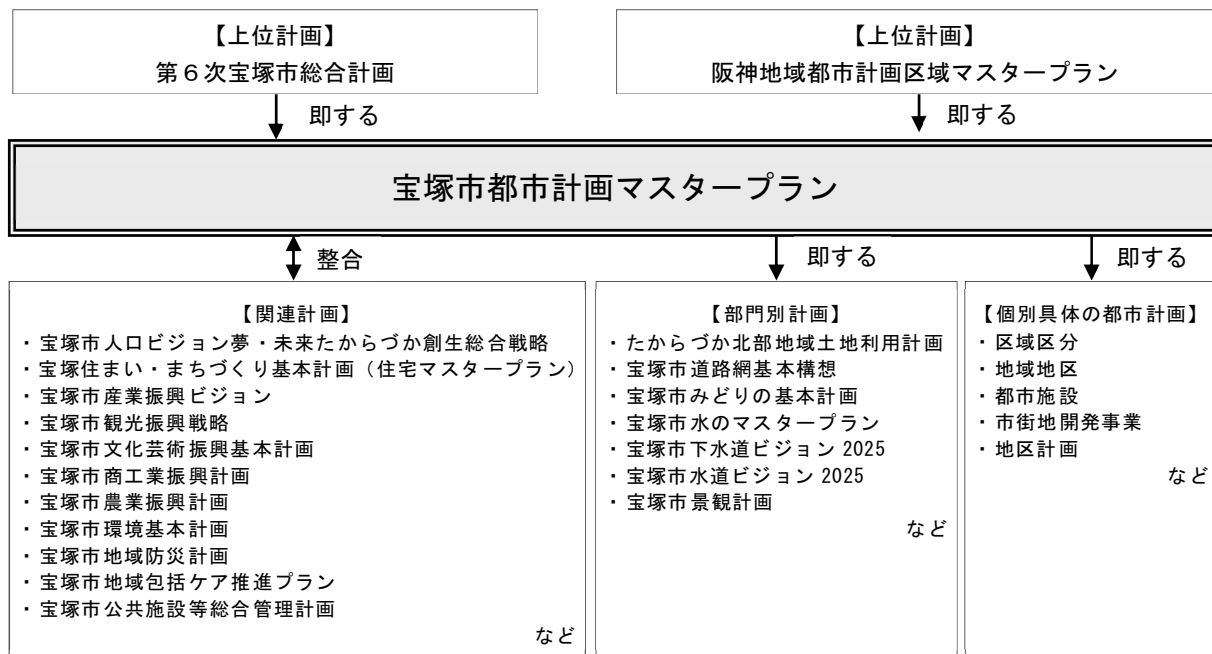
第1章 都市計画マスタープランの概要

■ 背景・目的

都市計画マスタープランの計画期間が満了を迎える中、令和2年度（2020年度）に兵庫県が定める阪神地域都市計画区域マスタープランの改定、令和3年（2021年）7月に第6次宝塚市総合計画の策定など、上位計画の改定が行われました。これらの上位計画の見直しや都市計画に係る潮流などを踏まえ、宝塚市都市計画マスタープランを改定します。

■ 位置づけ

都市計画マスタープランは、市が決定する個別具体の都市計画などの指針であり、その内容は総合計画などに即して定めることとされていることから、本市の施策体系上は総合計画に定める基本構想を都市計画の観点から推進し、実現していくためのものとして位置づけます。個別具体の都市計画をはじめとする都市づくりにかかる部門ごとの計画、施策、事業については、都市計画マスタープランに即して策定または実施します。



■ 計画期間

長期的な展望を踏まえるとともに、令和4年（2022年）から概ね10年間とします。上位計画の見直しや社会経済環境の変化等により、必要が生じた場合は、随時見直しを行います。

第2章 宝塚市の現況と課題

■ 都市づくりの課題

人口減少・人口構成の変化への対応

これまでの社会基盤や地域コミュニティなどのあり方を見直すとともに地域ごとの特性・動向に配慮することが必要です。また、周辺都市との役割分担や連携がより重要です。

住宅都市としての更なる魅力の向上

ライフスタイルの多様化などにより、魅力的な居住地が選ばれることが予想されることから、質の高い住環境の維持、暮らしの魅力向上、子育て層に選ばれるような環境の充実が必要です。

宝塚らしい産業の維持・充実

有効利用されていない観光資源の活用が求められていることなどを踏まえ、地域特性を生かした産業の維持・充実に都市づくりの面からも対応していくことが必要です。

豊かな緑の保全・活用

自然や農地の多様な役割を積極的に評価し、北部地域の自然や農地、市街地周辺緑地の自然、市街化区域内農地を保全・活用していくことが必要です。

大規模災害への備え

近年の全国的な大雨による甚大な被害を踏まえ、大規模な土砂災害や水害に対して、ハード、ソフトの両面から災害に強い安全・安心な都市づくりを進めていくことが必要です。

公共施設の適切な維持管理と見直し

公共施設の維持・更新にかかるコストの増大が予想されていることから、公共施設の機能の見直しや再配置を進めていくことが必要です。

都市づくりにおける協働の更なる推進

成熟社会・人口減少社会の都市づくりにおいては、既存ストックを活用したきめ細やかな取組などが求められることから、多様な主体による協働の取組を推進していくことが必要です。

第3章 都市づくりの目標

■ めざす将来都市像

社会情勢や価値観の多様化・高度化に対応しながら、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成し、文化芸術が感じられる都市をめざします

文化芸術 の醸成

居住環境 の継承

これまでの蓄積を生かすとともに、新たなニーズにも柔軟に対応しながら、豊かな居住環境が継承された都市をめざします

自然環境 との共生

貴重な資源のもつ魅力を生かすとともに、環境への配慮や災害に強い都市づくりを進めることにより、自然環境と共生した都市をめざします

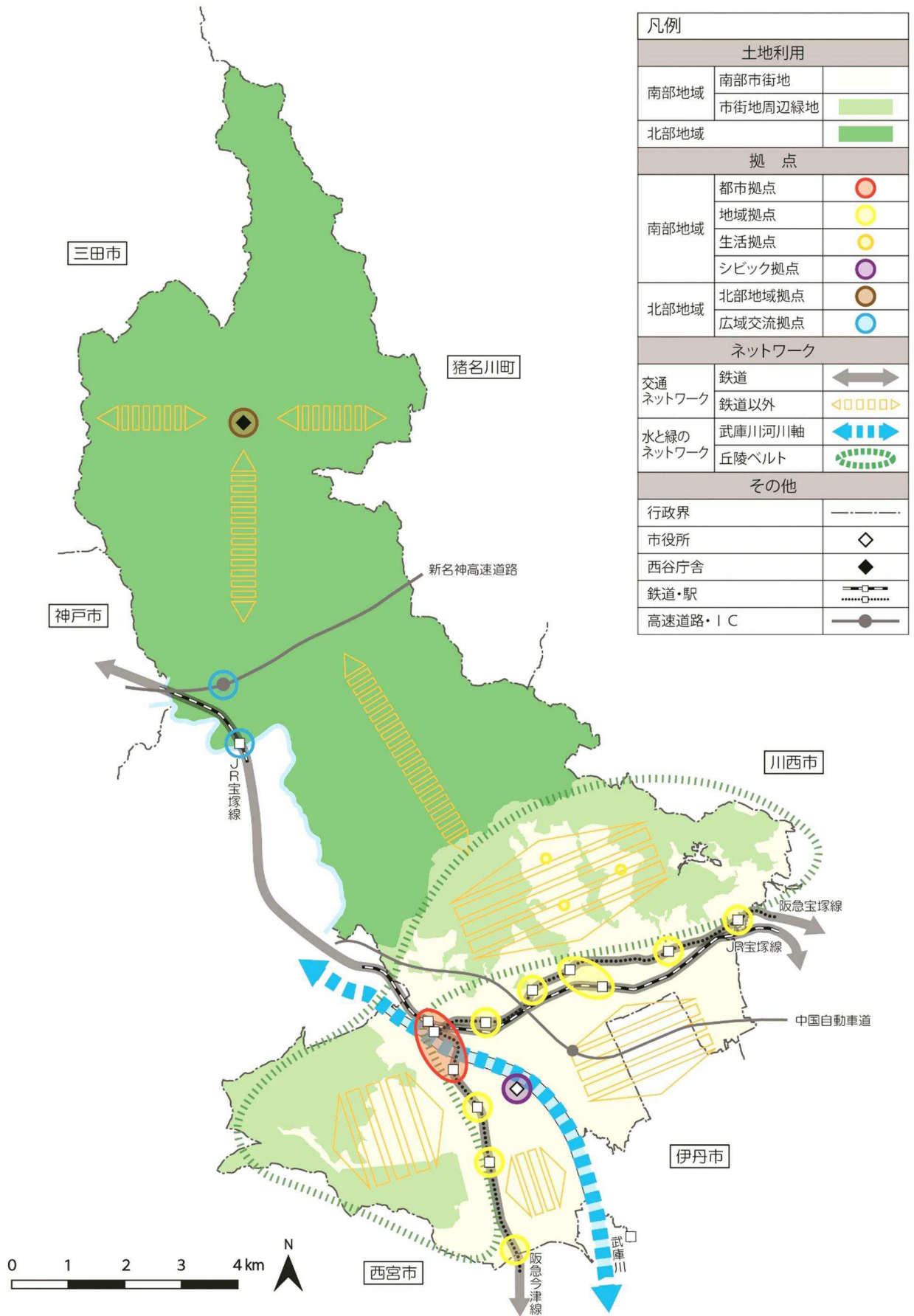
■ めざす都市構造

本市では、これまで鉄道駅周辺に都市機能が集積したコンパクトな南部地域、豊かな自然環境と田園環境を有する北部地域から構成する都市構造を形成してきました。

今後は、人口減少や少子高齢化が進行する中でも暮らしやすく、地域の特性に応じた都市づくりを進めながら、これまでの都市構造を継承します。

土地利用	南部地域	南部市街地	一定の人口密度を維持し、利便性や身近に緑があるなど質の高い住環境を維持するとともに、地域の特性に応じた市街地をめざします。
		市街地周辺緑地	市街地の無秩序な拡大を防止し、ゆとりとうるおいのある都市景観を形成する重要な緑の空間として保全・活用します。
	北部地域		本市全体としての資源である豊かな自然環境や田園環境を適切に保全するとともに、地域資源を生かした魅力的なまちづくりをめざします。
拠点	都市拠点 宝塚駅(JR・阪急)～宝塚南口駅		商業、文化芸術、観光などの多様な機能が集積し、市内外の人々が様々な活動や交流ができる、都市全体の魅力と活力を支える拠点をめざします。
	地域拠点 仁川駅、小林駅、逆瀬川駅、清荒神駅、 売布神社駅、中山寺駅～中山観音駅、 山本駅、雲雀丘花屋敷駅		鉄道駅を中心に生活利便機能や多様なライフスタイルを実現する機能が集積し、後背圏の生活を支える拠点をめざします。
	生活拠点		山麓部の住宅地における身近な拠点として、生活利便機能を提供する拠点をめざします。
	シビック拠点 市役所周辺		市役所をはじめとする公共公益機能や健康・スポーツ機能が集積し、市民の暮らしをサポートする拠点をめざします。
	北部地域拠点 西谷庁舎周辺		公共公益機能が集積し、地域の生活を支えるとともに、市内外の人々が交流できる拠点をめざします。
	広域交流拠点 宝塚北SA・SIC、武田尾駅		自然環境の保全に配慮するとともに、他地域から訪れる人々との交流や北部地域の玄関口として、ふさわしい拠点をめざします。
ネットワーク	交通ネットワーク		鉄道などで各拠点を結び、それをバスや新たな移動手段が補完し、誰もが安全・安心に移動できる交通ネットワークの形成をめざします。
	水と緑のネットワーク	武庫川河川軸	河川水辺空間の利活用を推進し、市民の憩いの場となる都市空間の形成をめざします。
		丘陵ベルト	緑地とゆとりある住宅地が調和した良好な住環境と本市を特徴づける景観の形成をめざします。

将来都市構造図



■ 都市づくりの方向

多様なライフスタイルが実現できる都市づくり

豊かな居住環境、多彩な文化芸術、北部地域の田園環境などのストックを有効に活用し、あらゆる人が多様なライフスタイルを実現できる都市をつくります。

住まいとしての魅力が感じられる都市づくり

これまでの居住環境を維持するとともに、住まいの近くで働ける、楽しみのある暮らしができるなど、新たな住み方への対応を市民、民間事業者とともに進め、住まいとしての魅力が感じられる都市をつくります。

様々な活動が展開される訪れたい魅力ある都市づくり

本市の多様な魅力を生かし、来訪者も含めた多様な主体による様々な活動や交流が展開されることで、文化芸術都市としてシビックプライドを育み、訪れたい、過ごしたいと感じられる魅力ある都市をつくります。

緑豊かな環境が持続する都市づくり

本市の魅力の一つとして緑に恵まれた環境を守り続けるとともに、積極的かつ多面的に活用することで価値を高め、緑豊かな環境が持続する都市をつくります。

安全で安心な暮らしが実現できる都市づくり

既存ストックの適切な維持・管理とともに総合的な防災・減災の取組を進めることなどにより、安全で安心して暮らせる都市をつくります。

多様な主体の協働による都市づくり

市民、民間事業者、行政などの多様な主体の協働により、地域の特性が生かされ、地域の価値が維持・向上する持続的な都市をつくります。

第4章 都市づくりの方針

■ 土地利用の方針

- (1) 土地利用の基本構成（南部市街地、市街地周辺緑地、北部地域）との整合性に配慮
- (2) 南部市街地では、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進する土地利用
 - ①住宅地の魅力の継承、住民主体のエリアマネジメントの推進
 - ②鉄道駅を中心に地域特性に応じた都市機能の誘導や市街地の形成
 - ③産業の維持と住環境との調和
 - ④特徴を生かした市街地の形成
- (3) 市街地周辺緑地では、緑地の保全・活用
- (4) 北部地域では、自然環境と田園環境の保全・活用
 - ①地域資源を生かしたまちづくりの推進
 - ②諸制度の活用による自然環境の保全

■ 市街地整備の方針

- (1) 既成市街地と新市街地の特性に配慮
- (2) 市街化区域の拡大を抑制し、現在の市街地規模を維持
- (3) 既成市街地では、既存ストックの維持・更新と多様な主体の活動促進
- (4) 新市街地では、民間開発を適切に誘導

■ 都市施設整備等の方針

- (1) 既存ストックの維持・更新を基本とした整備
- (2) 施設ごとの各種マネジメント計画などに基づく、体系的・計画的な整備
- (3) 都市基盤施設等の更新などを通じた、地域の市街地環境や魅力の向上
- (4) 誰もが移動し、活動できる環境の形成
- (5) 地域特性や住民意向などを踏まえた対応
- (6) 環境や安全・安心に配慮した都市施設整備の推進

■ 都市防災の方針

- (1) 地域防災計画に基づく、体系的・計画的な対応
- (2) 災害に強い都市構造の形成
- (3) 防災・減災に向けての市民と行政との協力体制の構築

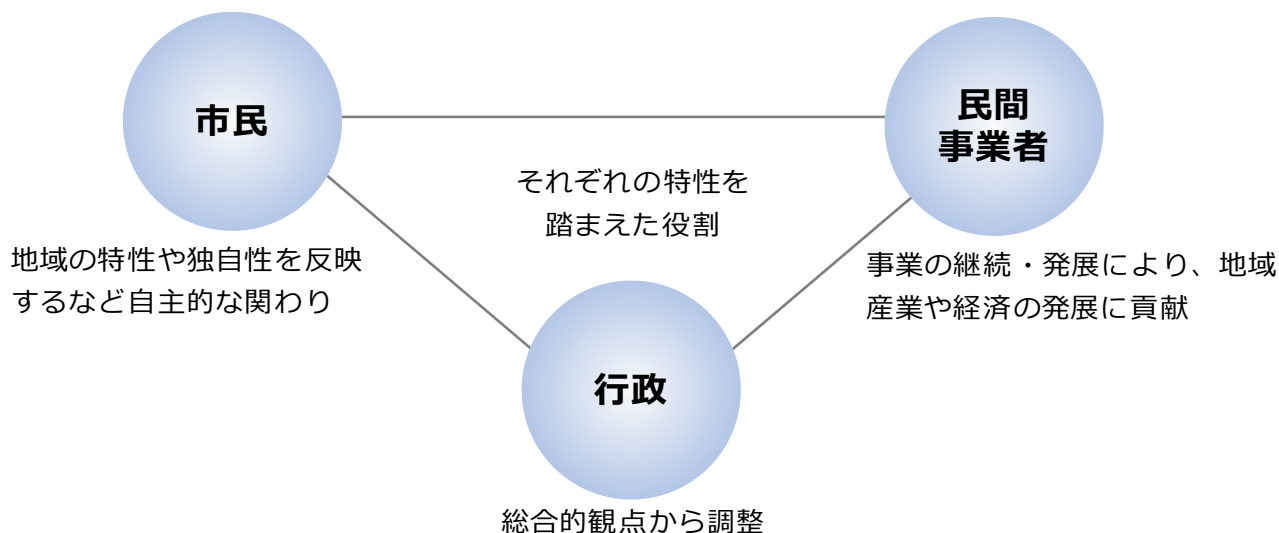
■ 都市景観形成の方針

- (1) 山並み・河川を骨格要素としたゆとりとうるおいのある景観形成
- (2) 良好な住宅地景観や歴史・文化的景観の保全・育成による市街地の景観形成
- (3) 北部地域の自然・田園景観と調和した集落景観の形成
- (4) 景観を視点に地域のまちづくりに取り組む景観まちづくりの推進
- (5) 景観計画による都市景観形成の推進

第5章 都市づくりの推進のために

■ 都市づくりにおける協働の推進

地域の価値を維持・向上させるため、必要に応じてエリアマネジメントなどの新たな手法も取り入れながら協働の取組を推進します。



<多様な主体の活動の促進>

- ・ 行政情報の蓄積と提供、出前講座や専門家派遣などに努めます。
- ・ 空き家・空地対策や買い物支援などのエリアマネジメントに積極的に取り組んでいる地域を先進事例として横展開を進めるとともに、地域間の連携を支援します。

<官民連携によるまちづくりの推進>

- ・ PPP や PFI、エリアマネジメントといった手法を導入するなど、地域に関係する市民や民間事業者が主体となって地域の価値を維持・向上させていけるよう、適切な支援を図るとともに、官民連携によるまちづくりを推進するための体制や制度などの充実を図ります。

■ 行政の推進体制の充実

<関連施策との連携、総合的な対応>

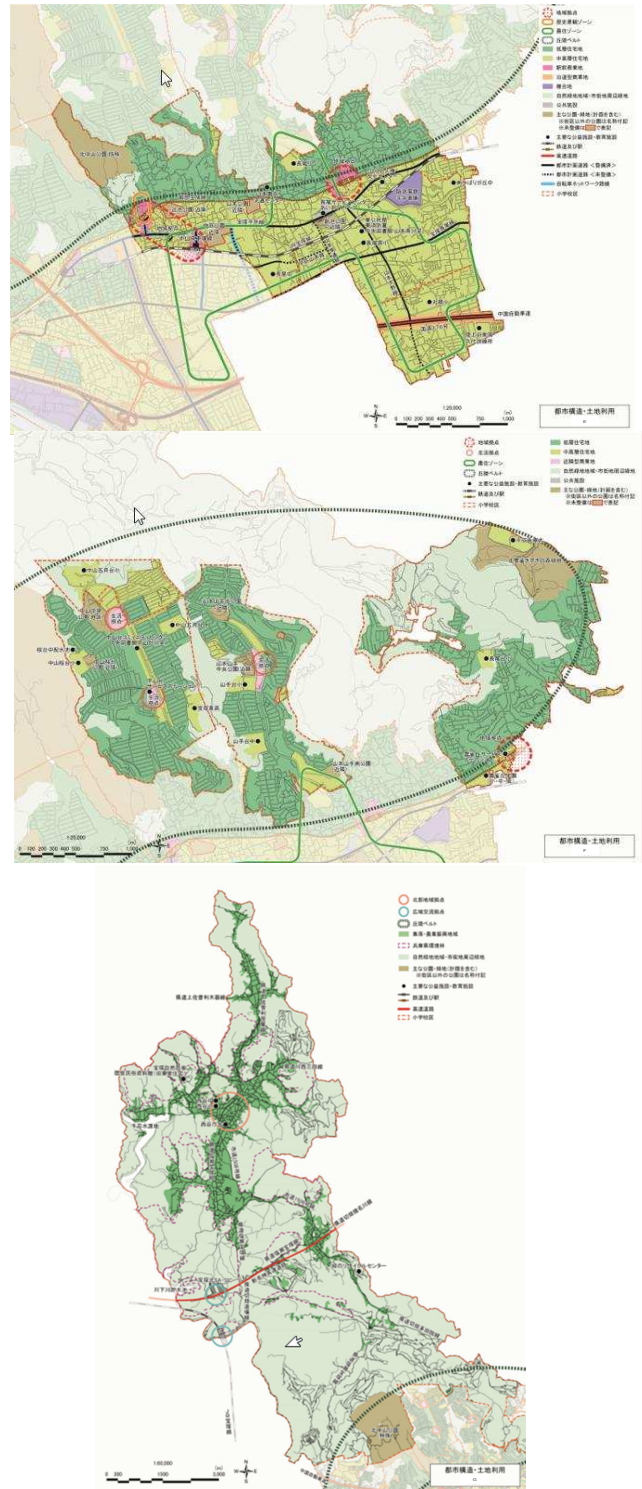
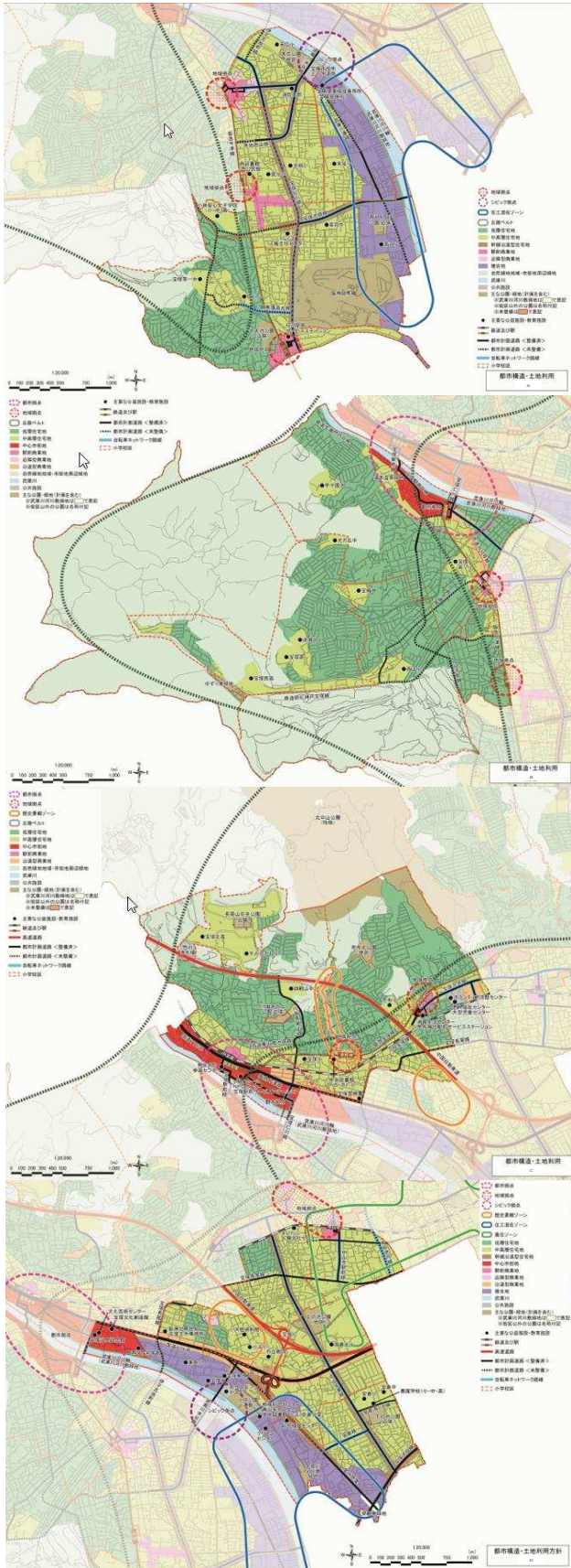
- ・ 庁内の関係部局との連携を強めるとともに、庁内の横断的な体制づくりを推進します。

<関係機関との連携・役割分担>

- ・ 部門別の計画の策定、個別具体の事業・施策などの実施においては、周辺市町、県、国など関係機関との連携と役割分担を図り、広域的なものについて、総合的な観点から整合を図りながら都市づくりを推進します。

地域別都市づくり図

地域のまちづくりを促進するため、各地域の都市構造や土地利用、地域特性などを、地域別都市づくり図として示します。



※宝塚市都市計画マスタープラン（案）56 頁から 69 頁に拡大図を掲載しています。

宝塚市立地適正化計画(案)

概要版

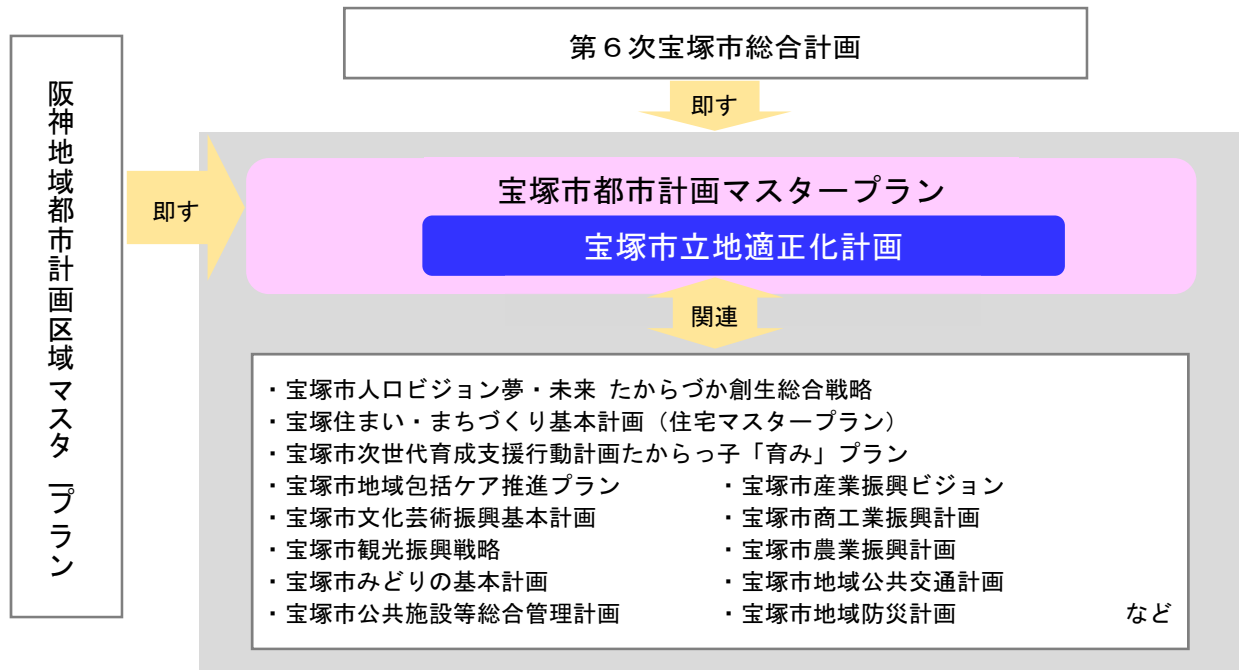
第1章 立地適正化計画の概要

■ 背景・目的

立地適正化計画は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、医療・福祉施設、商業施設や住居などがまとまって立地するよう誘導し、あらゆる世代の住民が公共交通によりこれらの生活利便施設へ容易にアクセスできることを目的とした制度です。本市においては、これまで鉄道駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進めてきましたが、今後人口減少や少子高齢化の進行が予測されており、そのような状況の中でも持続可能な都市としていくため、宝塚市立地適正化計画を策定します。

■ 位置づけ

宝塚市都市計画マスタープランの一部として、上位計画である第6次宝塚市総合計画、阪神地域都市計画区域マスタープランに即し、他の関連計画との整合を図ります。



■ 計画期間

都市計画マスタープランと整合を図る観点から、令和4年（2022年）から10年間とします。

第2章 立地適正化計画の基本的な方針

■ 立地適正化計画の目標

住宅都市として、+αの魅力があり、多様なライフスタイルが実現できる都市

趣味のつながり、身近な公園でのつながりなどが日常にある「交流・活動のある暮らし」



日常の中で文化芸術に触れ、体感できる「文化芸術が身近にある暮らし」



魅力的で多様なライフスタイルのイメージ

住まいの近くで働く、短時間だけ働くなど「柔軟に働く暮らし」



大阪などへ通勤する暮らしの中で便利に日常生活が送れる「便利で質の高い暮らし」



■ 誘導方針

<居住誘導の方針>

宝塚の個性を生かした居住誘導

豊かな自然に囲まれた閑静な住宅地、阪神間モダニズム文化の影響を受けて育まれてきた郊外住宅地、歴史・文化が漂う住宅地などの宝塚の個性を生かし、災害リスクも踏まえた居住誘導を図ります。

<都市機能誘導の方針>

地域特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出

郊外居住の文化や交通利便性、都市機能の集積状況、居住者のニーズなど、地域特性に応じた都市機能を誘導し、多様で魅力的な空間の創出を図ります。

<交通ネットワークの方針>

誰もが移動しやすい環境の形成

市街地内の様々な場所で、多様な活動が実現できるよう、移動を総合的にとらえ、誰もが移動しやすい環境の形成を図ります。

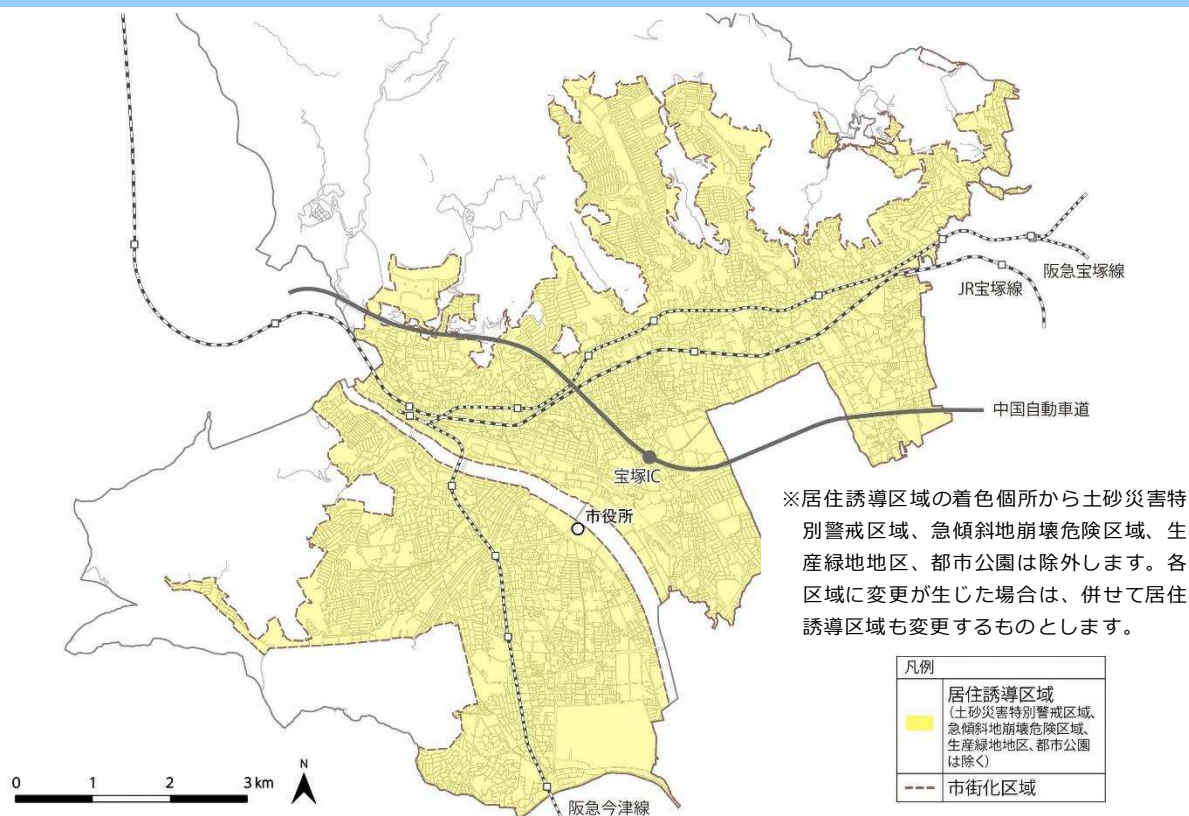
第3章 居住誘導

■ 居住誘導の考え方

本市はこれまで、鉄道沿線のまちづくりや区域区分などの諸制度の活用により、市街化区域において、コンパクトで良好な市街地環境を形成してきました。今後もこの環境を生かすため、居住誘導区域は現在の市街化区域を基本とした上で、「人口密度維持」、「緑の保全」、「防災」の視点から居住誘導が適切でない範囲の有無を検討し、居住誘導区域を設定します。

視点	居住誘導が適切でない範囲
人口密度維持	将来推計では人口密度の低下が予測される地域がありますが、住宅地ブランドや住民のエリアマネジメントにより、住宅ストックの更新や良好な市街地環境の維持などが期待されることから、居住誘導が適切でない範囲は設定しません。
緑の保全	本市の特徴である市街地の緑地、市街地周辺緑地については保全すべきであることから、これらに関する区域を居住誘導が適切でない範囲に設定します。 【居住誘導区域が適切でない範囲】 「生産緑地地区」 「都市公園」 「市街地縁辺部の地区計画で住宅の立地を認めていない区域」
防災	建築物の損壊などにより人命に危害が生ずるおそれがあるとして建築や宅地開発に制限のある区域を居住誘導が適切でない範囲に設定します。 【居住誘導区域が適切でない範囲】 「土砂災害特別警戒区域」 「急傾斜地崩壊危険区域」

■ 居住誘導区域



第4章 都市機能誘導

■ 都市機能誘導の考え方

魅力的で多様なライフスタイルの実現に向けた誘導方針を拠点ごとに設定し、拠点形成に必要な施設、都市機能誘導区域の設定を行います。

宝塚市都市計画マスタープランで位置づけた拠点のうち、居住誘導区域内にあり、また、多くの人が集まり、機能の集積の必要性が高い「都市拠点」、「地域拠点」、「シビック拠点」について、誘導方針を設定します。（「地域拠点」は特性に応じて1～3に細分化）

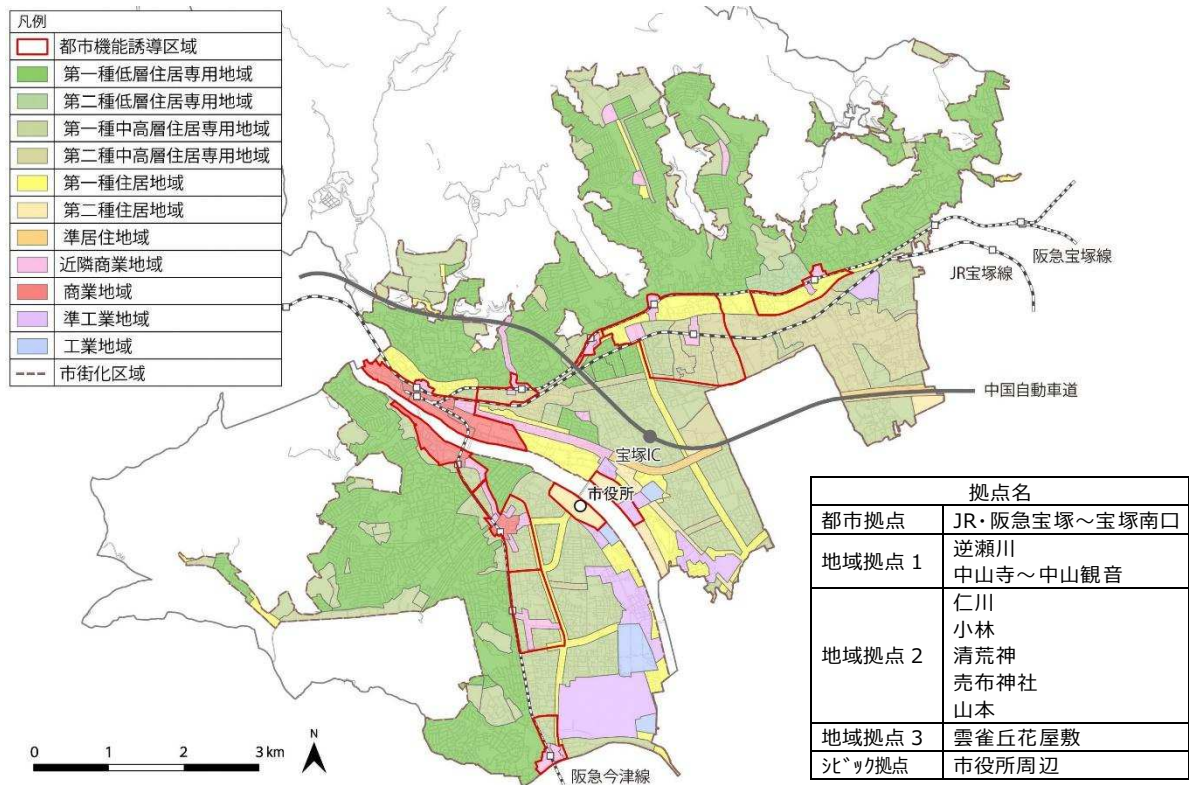
各拠点の誘導方針に基づき、拠点形成に必要な施設を設定し、そのうち、法律などにより建物用途が明確にできるものを誘導施設とします。

都市機能誘導区域については、「都市拠点」、「地域拠点1～3」は徒歩による移動のしやすさと用途地域の指定状況を考慮して設定し、「シビック拠点」は市役所を中心に集積した公共施設の敷地を設定します。

拠点	誘導方針	拠点形成に必要な施設（●：誘導施設）
都市拠点	本市の中心地かつ広域的拠点として、多様な機能を誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊機能のある施設 ・スポーツジムなどの運動や健康を増進する施設 ・活動の場、憩いの場となる広場・公園 ・ギャラリーなどの芸術品を展示できる施設 ・工房、文化教室などの文化芸術活動ができる施設 ・休日や夜間も医療を受けることができる施設 ・一時的に子どもを預けることができる施設 ・コワーキングスペースなどのオフィスや自宅以外で仕事・活動ができる施設 <p>●公民館 ●図書館 ●公益施設 ●大型交流施設 ●文化芸術施設 ●劇場 ●博物館・美術館 ●大規模店舗・飲食店</p>
地域拠点 1	武庫川右岸・左岸における広域的な拠点として多様な機能を誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツジムなどの運動や健康を増進する施設 ・活動の場、憩いの場となる広場・公園 ・ギャラリーなどの芸術品を展示できる施設 ・工房、文化教室などの文化芸術活動ができる施設 ・休日や夜間も医療を受けることができる施設 ・一時的に子どもを預けることができる施設 ・コワーキングスペースなどのオフィスや自宅以外で仕事・活動ができる施設 <p>●公民館 ●図書館 ●公益施設 ●大型交流施設 ●文化芸術施設 ●大規模店舗・飲食店（地域拠点型）</p>
地域拠点 2	市民の身近な拠点として、交流機能や文化機能を誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツジムなどの運動や健康を増進する施設 ・活動の場、憩いの場となる広場・公園 ・ギャラリーなどの芸術品を展示できる施設 ・工房、文化教室などの文化芸術活動ができる施設 ・一時的に子どもを預けることができる施設 ・コワーキングスペースなどのオフィスや自宅以外で仕事・活動ができる施設 <p>●公民館 ●図書館 ●公益施設 ●文化芸術施設</p>

拠点	誘導方針	拠点形成に必要な施設（●：誘導施設）
地域拠点 3	市民の身近な拠点として、住環境と調和しつつ、交流機能や文化機能を誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツジムなどの運動や健康を増進する施設 ・活動の場、憩いの場となる広場・公園 ・ギャラリーなどの芸術品を展示できる施設 ・工房、文化教室などの文化芸術活動ができる施設 ・一時的に子どもを預けることができる施設 ・コワーキングスペースなどのオフィスや自宅以外で仕事・活動ができる施設
市役所拠点	公共公益機能など市民の暮らしをサポートする機能を誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の場、憩いの場となる広場・公園 <p>●市役所 ●スポーツ施設 ●公民館 ●大型交流施設</p>

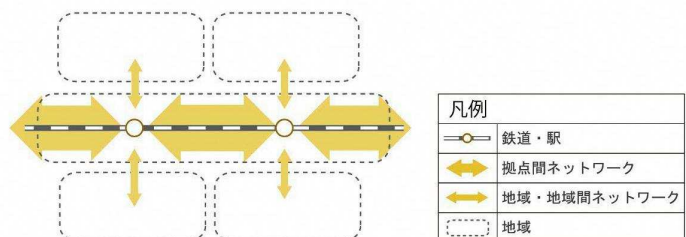
■ 都市機能誘導区域



第5章 交通ネットワーク

■ 立地適正化計画の交通ネットワーク形成の考え方

鉄道駅間を結ぶ「拠点間ネットワーク」、鉄道駅と周辺の住宅地を結ぶバスを中心とした「拠点・地域間ネットワーク」を形成します。併せて、これらのネットワークを補完するため、多様な主体による移手段の確保をめざします。具体的な方向性については、地域公共交通計画（策定予定）で示します。



第6章 誘導施策

<居住誘導の施策>

(1)ゆとりある住環境の維持・向上に向けたエリアマネジメントの支援

- ・地域活動の支援
- ・地域まちづくりの担い手育成

(2)良好な住環境維持に向けた空き家等の発生抑制

- ・空き家の適正管理の促進
- ・空き家バンクの活用促進
- ・老朽空き家の除却促進
- ・マンション管理の適正化の推進

(3)緑の保全・創出

- ・身近な緑の保全・創出
- ・市街地周辺の緑の保全

(4)総合的な防災力の向上

- ・立地適正化計画の防災指針に掲げる取組

(5)老朽化した都市計画施設の改修

<都市機能誘導の施策>

(1)多くの市民、来訪者が訪れ、交流・活動が生まれる都市拠点の形成 【都市拠点】

- ・賑わいと魅力の中核となる機能の維持・充実
- ・回遊したくなるウォークアブルな空間の形成
- ・質の高い都市空間の形成

(2)交流や文化芸術活動ができる場の維持・誘導

(3)既存ストックの活用による多様な活動空間の創出

- ・空き家等の利活用による活動の場の創出
- ・身近で農が感じられる空間の創出
- ・多様な活動が生まれる公共空間

(4)柔軟な働き方ができる環境の形成 【都市拠点/地域拠点1/地域拠点2/地域拠点3】

(5)利便性の高い暮らしを支える商業・サービスの充実 【都市拠点/地域拠点1】

(6)公共建築物の適正配置

<交通ネットワークの施策>

(1)鉄道、バスの維持と利用促進

(2)地域の実情に応じた新たな移動手段の確保

(3)自転車利用者や歩行者の安全確保

(4)歩道や交通結節点のバリアフリー化

第7章 立地適正化計画の防災指針

■ 防災指針の趣旨

防災指針は、都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 5 号に基づき、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域内にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能確保に関する指針です。宝塚市地域防災計画との整合を図りつつ、立地適正化計画の目標に即すとともに、居住誘導区域における居住者の安全確保を主な目的とします。

■ 居住誘導区域の安全に対する課題

都市基盤施設の整備

比較的発生確率が高いと想定される災害に対して、現在実施している河川、下水道などの都市基盤施設の整備を今後も継続的かつ計画的に実施していくことが必要です。

防災拠点の整備

より円滑な災害対応を行うため、大規模災害が発生した場合においても、市役所が防災拠点として機能することが必要です。

避難に対する普及・啓発

避難に対する普及・啓発を継続的に行うことが必要です。

■ 居住誘導区域の安全確保のための方針

都市基盤施設整備の継続

各施設の整備計画に基づいて防災対策を推進します。

大規模災害を想定した防災拠点の整備

市役所の災害対策本部や情報通信設備などの防災拠点機能が、大規模災害が発生した場合においても機能するよう整備します。

警戒・避難対策(ソフト対策)の推進

災害種別・規模を踏まえた警戒・避難対策（ソフト対策）を推進します。

低リスク化対策

災害危険度の高い土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は居住誘導区域から除外します。

広域・連携官民連携の推進

自然災害の広域性を踏まえ、国・県・周辺市町との連携による対策推進、民間事業者との官民連携による対策推進を図ります。

第8章 届出制度

居住誘導区域外における事前届出

居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅開発や建築行為などを行う場合、着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。

都市機能誘導区域外における事前届出

都市機能誘導区域外において、誘導施設の開発や建築などの行為を行う場合、着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。

都市機能誘導区域内での施設の休止または廃止の届出

都市機能誘導区域内においては、誘導施設を休止または廃止しようとする場合、着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。

第9章 計画の評価と進行管理

■ 目標値

誘導区域の設定や誘導施策の実施による効果を評価するため、居住誘導と都市機能誘導に関する目標値を設定します。また、本計画に基づく取組の進捗状況や効果を点検し、必要な施策の充実などを検討するため、モニタリング指標を設定します。

	目標指標	基準値 (平成27年(2015年))	目標値 (令和22年(2040年))
	居住誘導	居住誘導区域内の人口密度	81.3人/ha
モニタリング指標		基準値 (平成30年(2018年))	
「住環境が良いから住み続けたい」と回答した市民の割合		35.8%	
「自然環境が豊かで景観が美しいから住み続けたい」と回答した市民の割合		29.5%	
都市機能誘導	目標指標	基準値 (令和3年(2021年))	目標値 (令和22年(2040年))
	都市機能誘導区域内の誘導施設の数	23施設	23施設 ※基準の維持
	モニタリング指標		基準値 (平成30年(2018年))
	「文化芸術活動によく親しんでいる」と回答した市民の割合		24.5%
	「週1回以上スポーツに取り組んでいる」と回答した市民の割合		35.4%
交通ネットワーク	目標指標	基準値 (令和3年(2021年))	目標値 (令和22年(2040年))
	公共交通輸送人員の人口比	0.74	0.74超
	モニタリング指標		基準値 (平成30年(2018年))
	「交通の利便性が良いから住み続けたい」と回答した市民の割合		37.2%